

趣旨

このマニュアルは、保健所が介護保険施設に対して、感染症の予防を図るため、衛生管理体制の整備等の指導及び施設内で感染症が発生した場合の対応の手引きとするものである。

指導上の留意事項

1 指導の法的根拠等について

(1) 介護保険施設等の指定、開設等について

介護保険施設等の指定、開設許可、指導監査は、各都道府県介護保険主管部局(大阪府：高齢介護室)が行っている。施設の指定、開設、報告等(報告、質問、立入検査)は、次の各条に基づき実施される。

介護保険法

(指定介護老人福祉施設の指定)

第 86 条 第 48 条第 1 項第 1 の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第 25 条の 5 に規定する特別養護老人ホームであって、その開設者の申請があったものについて行う。

(介護老人保健施設の開設許可)

第 94 条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(指定介護療養型医療施設の指定)

第 107 条 第 48 条第 1 項第 3 号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所であって、その開設者の申請があったものについて行う。

介護保険法

(報告等：介護老人福祉施設)

第 90 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等：介護老人保健施設)

第 100 条 (略)

(報告等：介護療養型医療施設)

第 112 条 (略)

(2) 介護保険施設の人員、設備、運営等について

介護保険施設の人員、設備、運営等に関しては、介護保険法第 88 条、97 条、110 条により定められた基準省令及びその解釈通知がある。

介護保険法

第 88 条

指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

介護保険主管部局は、感染症等予防のため、下記の基準省令「介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準」で定められた人員、設備、運営にあたっての入所者の健康管理、給食、飲用水の衛生管理等について指導することができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

(衛生管理等)

第 27 条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号)

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 41 号)

基準省令の趣旨及び内容等となる解釈通知は、以下のとおりである。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
平成12年3月17日 老企第43号
厚生省老人保健福祉局企画課長通知

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項及び第2項の規定に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）については、平成11年3月31日付け厚生省令第39号をもって公布され、平成12年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

第4 運営に関する基準

2.2 衛生管理等

基準省令第27条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
- (2) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
平成12年3月17日 老企第44号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について
平成12年3月17日 老企第45号

(3) 事故報告等

介護保険施設は、入所者に対しサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村保健福祉部局、入所者の家族等に連絡を行うとともに、感染症等発生時には、併せて保健所へ報告し必要な措置を講じなければならない。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(事故発生時の対応)

第35条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

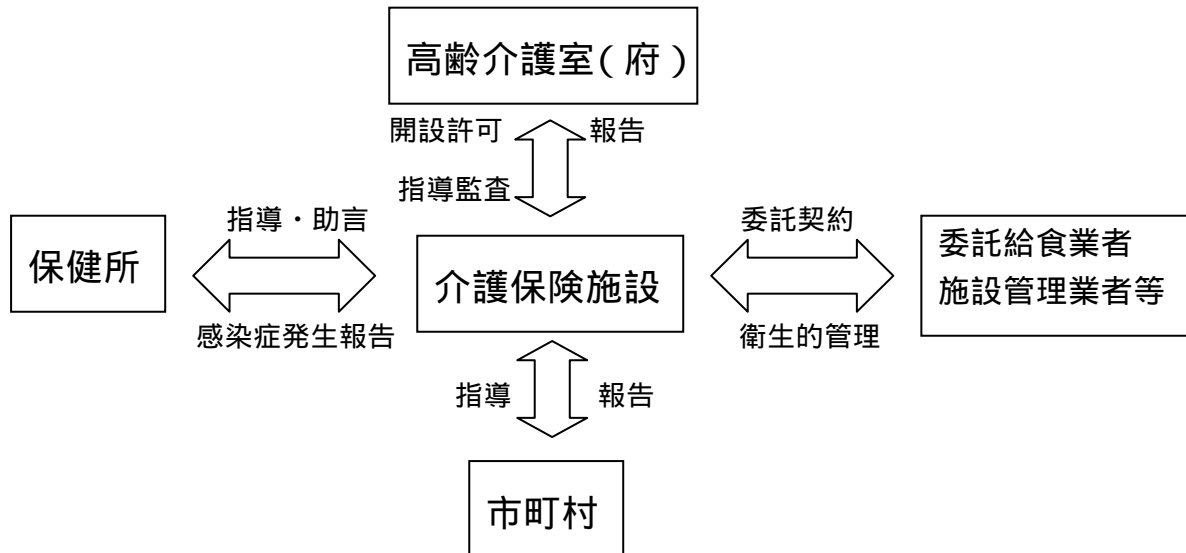
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

平成17年2月22日

厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、
社会・援護局長、労健局長

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合



(4) 保健所が権限を有する関係法による指導

保健所は、高齢介護室が介護保険法に基づき行う施設指導と連携して、感染症法による要請や地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に示された病原生物(レジオネラ属菌等)の指導を行うとともに、食品衛生法、水道法等による立入検査を実施する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第5条(医師等の責務)

2 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

地域保健法

第4条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」

第6-2 生活衛生対策

都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生対策の中で特に、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に規定する浴場業及び旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業の営業者並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の維持管理権原者に対し、水質を汚染する病原生物(レジオネラ属菌等)に関する知識の普及、啓発を行うとともに、施設の種別に応じ、病原生物の増殖を抑制するための具体的方法を指導すること。

また、病院、社会福祉施設等の特定建築物以外の建築物についても、その維持管理権原者に対し、病原生物に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

また、住宅や建築物における室内空気汚染等による健康影響、いわゆるシックハウス症候群について、知識の普及、啓発を行うとともに、地域住民からの相談等に応じ、必要な指導等を行うこと。

保健所は高齢介護室と密接に連携して次の関係法により、感染症等予防のための指導を行う。

なお、保健所が法的権限を有しない内容については、高齢介護室へ指導を依頼する一方、施設への協力要請などの対応が必要になる。

しかしながら、感染症や食中毒発生時には、感染症法、食品衛生法により疫学調査、保存食、便等の検査を行うとともに、感染の拡大防止や食品による危害拡大防止の観点から従業員の就業制限や給食施設の営業停止等の措置(食品衛生法 第55条第1項)を行うことができる。

結核予防法

第4条(定期の健康診断)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当

該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

第 11 条（通報又は報告）

健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行つたときは、その健康診断（第 8 条又は第 9 条の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行つた場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

指導 関係法	介護保険主管部局		保 健 所		備 考
	助言・援助・ 相談・指導・ 啓発	調査・報告・ 立入検査等	助言・援助・ 相談・指導・ 啓発	調 査 ・ 報 告 ・ 立 入 検 査 等	
介護 保険法	5 条 2	9 0 条 1 0 0 条 1 1 2 条			
地域 保健法			4 条 1 に基 づく指針		
感染 症法			3 条 1	5 条 2 1 5 条 1 1 8 条 2 3 5 条	医師等の責務 発生の状況等調査 就業制限 消毒等が必要な場合 の調査
結核 予防法			2 条	4 条 1 1 条	定期の健康診断 通報又は報告
食品 衛生法				6 2 条 3 5 5 条 1	立入検査 許可の取消し等
水道法			2 条	3 4 条 3 9 条 2 ・ 3	
建築物 衛生法			3 条 1 ・ 2 4 条 3	（第 1 1 条）	介護保険施設は法の 対象外
公衆 浴場法				（第 6 条）	介護保険施設は法の 対象外

食品衛生法

第 28 条（立入検査等）

厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏吏員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

食品衛生法

第 62 条第 3 項（準用規定）

第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 51 条及び第 54 条から第 56 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

大規模食中毒対策等について 厚生省生活衛生局長通知

平成 9 年 3 月 2 4 日 衛食第 85 号

食中毒予防対策については、日頃より格別の御尽力を頂いているところであるが、近年の食中毒事件の大規模化傾向、昨年の腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒事件の続発等に対応し、大規模食中毒の発生を未然に防止するとともに、食中毒事件発生時の食中毒処理の一層の迅速化・効率化を図るため、今般、食品衛生調査会の意見具申を踏まえ、別添のとおり、大量調理施設衛生管理マニュアル及び食中毒調査マニュアルを作成するとともに、左記のとおり、食中毒処理要領の一部を改正したので通知する。

貴職におかれては、大規模食中毒の発生を未然に防止するため、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、貴管下の集団給食施設、弁当屋・仕出し屋等営業施設等の監視指導の徹底を図るとともに、食中毒処理要領及び食中毒調査マニュアルに基づき、食中毒発生時の原因究明に万全を期するようお願いする。（以下略）

(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル

大量調理施設衛生管理マニュアル

(平成 9 年 3 月 2 4 日衛食第 8 5 号「大規模食中毒対策等について」別添)

1 趣 旨

本マニュアルは、集団給食施設等における食中毒を予防するために、HCCP の概念に基づき、調理過程における重要管理事項として、

原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。

加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること。

加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の2次汚染防止を徹底すること。
食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。

等を示したものである。

集団給食施設等においては、衛生管理体制を確立し、これらの重要管理事項について、点検・記録を行うとともに、必要な改善措置を講じる必要がある。また、これを遵守するため、更なる衛生知識の普及啓発に努める必要がある。

なお、本マニュアルは同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用する。(以下略)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第3条

保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

- 1 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- 2 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第4条

- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

* 介護保険施設は、建築物衛生法施行令第1条の特定用途に該当しないため、法規制の対象外である。

水道法

第3条

- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(以下略)

- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。(以下略)

第34条

- 2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

第39条

- 2 都道府県知事は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。)の布設又は管理の適正を確保するために必

要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第 18 条 2 (就業制限)

前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

食品衛生法

第 55 条第 1 項 (許可の取消し等)

都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 16 条、第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項若しくは第 50 条第 3 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 52 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

(5) 「大阪府感染症予防計画 2004」

大阪府においては、感染症法第 10 条に基づく「大阪府感染症予防計画 2004」により、老人福祉施設等の開設者等が感染症の発生の予防やまん延の防止を講ずることや普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることが定められている。

第一 感染症対策の推進の基本的な考え方

9 医師等の果たすべき役割

(2) 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずる。

第五 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項
その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最近の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果を医師会等の医療関係団体の協力を得つつ、これら施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症の早期発見・早期治療ができる体制を整えるよう促す。特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について把握するとともに、他の施設に提供を行い施設間で、その共有化に努める。

2 対象とする主な感染症等（食中毒を含む。以下同じ）について

高齢者の多い介護保険施設において、感染症予防、食中毒予防の観点から特に留意すべき感染症は以下の疾病があげられる。

感 染 症 等			備 考
感 染 症 法 の う ち	二類	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
	三類	腸管出血性大腸菌感染症	
	四類	A型肝炎、レジオネラ症等	
	五類	感染性胃腸炎、インフルエンザ、MRSA等	
結核			
食中毒	細菌性	感染症法二類、三類 サルモネラ、カンピロバクター 腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌等	
	ウイルス	ノロウイルス、A型肝炎	
		化学物質、植物性自然毒、動物性自然毒	
	その他	クリプトスポリジウム(河川水を原水とする自家用水道)、アニサキス	
その他	疥癬、アタマジラミ、コロモジラミ ギョウ虫	新たな入所者の チェック	

3 指導体制等について

(1) 指導にあたっては、保健所の各職種（医師、保健師、薬剤師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、栄養士等専門職）の協力と連携により行うことが必要である。

(2) 指導、立入検査の種別

法的根拠を有する随時の立入検査
 施設からの指導依頼による立入指導
 集団感染の発生等、特に必要がある場合の立入検査

(3) 立入検査については、定期的に行うことが必要であるが、各施設のリスク評価に基づき、頻度や優先順位を決定することも一方法である。

(4) 施設の指導にあたっては、入所者や感染者の人権に十分な配慮が必要である。

施設の管理部門への指導

1 感染症等予防のための組織等の整備について

(1) 施設に対し、予防のための組織、体制の整備を指導する。

ア 平常時の予防体制（準備事項）

イ 緊急時の初期対応、連絡体制、感染の拡大防止と再発防止

(2) これらの整備内容としては、感染症等予防のための対応マニュアルの作成、記録の保存などは下表のとおりである。

	施 設	保 健 所
平常時	感染症等予防のための施設及び維持管理体制の整備 ・介護部門（施設内集団感染の予防） ・給食等食品部門 ・環境衛生施設部門 感染症等対策マニュアルの作成 ・施設内の連絡、指示体制の整備（感染症防止対策委員会の設置） ・入所者の健康状況の把握 ・自主管理のための衛生管理票の作成 ・記録の保存 ・緊急時の対応（準備事項）等 ・緊急時連絡先リスト 定期的な連絡会議	施設との連絡会の開催 指導、立入検査 研修会の開催 感染症等対策マニュアルの作成支援 管理医師、嘱託医との連携

	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存 <p>感染症等に対する正しい基本知識の普及 (施設内研修会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者 ・職員 <p>緊急時に備えた想定訓練の実施</p>	
緊急時	<p>対策会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化と整理 ・役割分担の確認 <p>感染者の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の医療の確保 ・施設内での個室対応 ・搬送、入院 <p>緊急連絡先への迅速な連絡</p> <p>感染者の家族等への連絡</p> <p>健康調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者 ・通所者 ・職員 <p>感染の拡大防止と再発防止</p> <p>食事及び飲料水等の確保(代替給食等の措置)</p>	<p>嘱託医、管理医師との連携</p> <p>聞き取り(疫学調査)、施設、設備等の調査、指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者、通所者、職員リスト ・施設の配置図、平面図、設備概要等 ・収去検査(食品、水、便、ふき取り等) <p>感染範囲の確認</p> <p>感染の拡大と再発防止のための措置</p> <p>関係者の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託、納入業者等

2 保健所との連携、連絡(報告)について

- (1) 施設に対し、保健所との連絡等については、平常時及び緊急時とも速やかに行うよう指導する。(平成17年2月22日 厚生労働省通知の報告基準による)
- (2) 保健所の相談、連絡窓口(担当)を明らかにしておく必要がある。

3 定期的な研修会の開催について

施設の管理者、従事者等に対し感染症等に対する正しい基本知識の普及、啓発を図るためには各種の研修が必要である。

研修会の内容としては、講義、実習等以下のようなテーマ設定が考えられる。

1	感染症の基礎について	8	ねずみ昆虫の駆除について
2	手洗いについて	9	レジオネラ症について
3	消毒薬の正しい使い方と実習	10	ノロウイルスについて
4	食中毒について	11	感染症等予防マニュアルについて
5	結核について	12	危機管理について
6	環境関係施設管理について	13	空調管理について
7	給食施設の衛生管理について	14	給水設備の管理について

4 自主管理について

感染症等の予防には、施設管理者に対し、このマニュアルの内容に基づき的確な指導、助言を行う必要があるが、現場従事者の感染症等に対する知識や意識のレベルアップも必要である。そこで、現場で調理業務や施設の管理等に従事する方々にもわかりやすいように「食中毒予防の簡易マニュアル」「環境衛生施設の管理のための簡易マニュアル」等を各施設に配布し自主管理を促すことは、予防的効果がある。